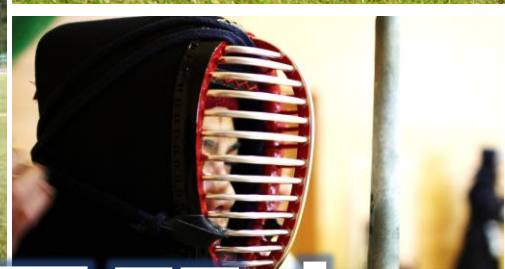


長門市スポーツ合宿誘致事業 スポーツ合宿を応援します！



スポーツ合宿を長門市で

最大50万円補助

対象団体

長門市外のスポーツ競技団体

※法人が設立し、スポーツ競技を行うことを目的に社会人で構成される団体または高校生以上の学生で構成される団体

対象合宿

長門市内の対象宿泊施設に延べ宿泊数10泊以上宿泊し、対象施設においてスポーツの技術向上を目的に練習または研修等を行う合宿

※上記社会人団体以外のラグビー合宿は「長門市ラグビー合宿誘致事業補助金」をご利用ください

※各種大会・会議等への参加を目的としたものは対象外

※国、都道府県及び他の地方公共団体から助成をうけている場合は対象外

補助金額

社会人 **3,000円** / 1泊 / 1人

学生 **1,000円** / 1泊 / 1人

※宿泊日数に10万円を乗じた額が限度となります。(1団体あたり50万円が上限)

申請方法

合宿開始日の6ヶ月から15日前までの間に長門市スポーツ合宿誘致事業補助金合宿計画書と参加者名簿を長門市観光コンベンション協会に提出してください。

申請書はHPからダウンロードできます。

【交付要件及び奨励金支払いまでの手順詳細は裏面をご覧ください】

一般社団法人

長門市観光コンベンション協会

〒759-4106 山口県長門市仙崎4297-1

TEL 0837-27-0074

FAX 0837-27-0079

MAIL info@nanavi.jp



お問い合わせ先

交付要件 下記の全てに該当する合宿が対象となります

1. 長門市外のスポーツ競技団体であること

※高等学校生、高等専門学校生、専修学校生、大学生、法人が設立し、社会人で構成される団体又はその他会長が特に必要と認める団体で、スポーツ競技を行うことを目的として設置された団体をいい、当該団体の構成員には、選手（補欠を含む。）、顧問、部長、監督、コーチ、マネージャー等を含むものとする。

※上記社会人団体以外のラグビー合宿は「長門市ラグビー合宿誘致事業補助金」をご利用ください

2. 次の対象施設を利用すること

- ・長門市俵山多目的交流広場
- ・ながとスポーツ公園
- ・長門農業者トレーニングセンター
- ・ながと総合体育館
- ・長門市スポーツ施設条例第2条に規定する施設

3. 長門市内の、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業を営む施設に宿泊すること

※但し、合宿所・スポーツ施設に付随する宿所・バンガロー・キャンプ場・その他補助金の趣旨に合致しないと認められる施設を除く。

4. 延べ宿泊数が10泊以上であること

5. 各種大会、会議等への参加を目的としないもの

6. 営利を目的とするものでないこと

7. 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。また、公序良俗に反しないものであること

8. 国、都道府県及び他の地方公共団体等から助成を受けていないこと

対象施設

長門市俵山多目的交流広場



■所在地
山口県長門市俵山11356番地

■問い合わせ先
NPO法人
ゆうゆうグリーン俵山
TEL: 0837-29-5070
FAX: 0837-29-5071

ながとスポーツ公園



■所在地
山口県長門市東深川2936

■問い合わせ先
ながとスポーツ公園管理棟
TEL: 0837-22-1807
FAX: 0837-22-1807

ながと総合体育館



■所在地
山口県長門市仙崎10818番地1

■問い合わせ先
公益財団法人
長門市文化振興財団
TEL: 0837-26-6001
FAX: 0837-26-6002

長門農業者トレーニングセンター



■所在地
山口県長門市深川湯本
10584番地2

■問い合わせ先
長門市スポーツ協会
TEL: 0837-22-3450
FAX: 0837-22-3457

長門市スポーツ施設条例第2条に規定する施設



←長門市スポーツ施設条例第2条に規定する施設一覧は左記QRコードから

奨励金支払いまでの手順

①施設の予約 (実施団体)

合宿を行おうとする長門市内の対象施設を予約してください。

②合宿計画書等の提出 (実施団体)

合宿開始日の6ヶ月から15日前までの間に長門市スポーツ合宿誘致事業補助金合宿計画書を次に掲げる書類を添えて長門市観光コンベンション協会に提出してください。

- ・参加者名簿
- ・その他、長門市観光コンベンション協会が必要と認める書類

③合宿計画書等の受付・審査 (観光CV協会)

提出された計画書等により補助金交付要件に該当するか審査します。

④審査結果の通知 (観光CV協会)

審査結果を申請者(実施団体)及び宿泊施設にご連絡します。

⑤合宿の実施 (実施団体・宿泊施設)

⑥宿泊料金等の精算 (実施団体・宿泊施設)

宿泊施設で補助金を控除した額で宿泊料等を精算してお支払いください。

⑦補助金の請求 (宿泊施設)

宿泊施設は長門市スポーツ合宿誘致事業補助金請求書に請求明細書を添付して、長門市観光コンベンション協会に提出してください。

⑧補助金の交付 (観光CV協会)

請求書受付後、内容を確認し宿泊施設に補助金をお支払いします。

⑨補助金の受領 (宿泊施設)